

5 月臨時議会質疑

2021 年 5 月 31 日テープ起こし

(堤 県議)

まず、今回予算案として上程をされております、ワクチン接種体制緊急強化事業の関連について数点お伺いいたします。

大分県においてこれまでのコロナウイルス感染状況は 3356 人が感染し、なくなった方が 47 人に上っています。心からお悔やみを申し上げます。

第 1 派、第 3、4 派の到来によって、県内の医療機関で入院待機など、逼迫した状況が生じています。県立病院では、一時一般病棟をコロナ専用フロアに転換したことや、県内のホテル療養者では入院先の確保待ちが 500 人を超えたとショッキングな記事が報道されています。感染症対応の病床数をふやしてはいますが、それでも 5 月中旬には 5 割を超える病床使用率で、ステージ 3 となり、医療提供体制に支障をきたす状況となりました。

今後、クラスターが続けば入院ができない患者が増加をしてしまう。命に関わることに直結をしてしまいます。

軽症者の宿泊施設も準備をされていますが、クラスター対策や病床の確保、軽症者の宿泊施設での体制強化など、今後の対策をどう考えているのでしょうか。

また、ワクチン接種とあわせて、無症状者に焦点を当てた幅広い PCR 検査を大規模に実施することは、感染拡大の防止になります。PCR 検査を短時間で結果がわかる、抗原検査を合わせた体制の拡充を図るべきと考えますけれども答弁を求めます。

次に、ワクチンの接種体制についてです。ワクチンの接種が始まっていますが、感染症の社会的効果が出られるまでには一定の時間がかかります。

今回の補正予算案でも、高齢者へのワクチン接種、7 月までに完了となっていますが、7 月末に完了するには医療従事者の不足や、通常診療への支障、自治体のマンパワー不足が課題として挙げられます。7 月完了にはこれらの課題が解決できなければ実現不可能です。

高齢者からは、市町村のコールセンターに 200 回 400 回電話したか通じないなど、当初からマンパワー不足で混乱を招いています。

ワクチン接種を進めるための次の課題について、どう考えているのでしょうか。

第 1 に、医師、看護師の確保・保冷バック・注射器などの機材の確保、集団接種会場の確保など、どのようにワクチン接種体制を確立するのか。

次に、現在看護師資格の所持者に対して派遣企業等が囲い込みを行っています。こうした派遣元から、各市町村で行うワクチンの接種会場に、派遣される看護師の労働時間の管理、労働者の危険または健康障害を防止するための措置について、派遣先の接種会場の運営者である市町村が対策をとることとなりますが、県としてどのような指導を行っているのでしょうか。

最後に、2018 年の福祉保健企画課職員の、自殺問題は深刻な時間外労働による重い負担

が精神疾患の原因であるとされました。

今回のワクチン接種においても、7月末までという期限のもと、時間外労働が恒常的になってしまう危険性があります。このような痛ましい事件を繰り返さないために、今回のワクチン接種における県職員の増員も含めた体制強化をどのようにするのでしょうか。

以上、答弁を求めます

(広瀬 知事)

まず私から新型コロナウイルス感染症防止対策についてご提案を申し上げます。

県では、感染の急拡大を受けまして、5月6日に初めて感染状況のステージを3に引き上げるとともに、外出自粛や営業時間短縮の要請など、強めの防止対策をお願いしてきたところです。

そして、県民のご理解とご協力によりまして、人口10万人当たりの新規感染者とか、ピーク時の47.93人から、16.92人まで下がるなど、改善の兆しが見えて参りました。

しかしながら、病床使用率などは高い水準の指標もありまして、油断できない状況であります。今や変異株が主流となったなか、感染拡大を防止するため、県では三つの対策を重点に取り組んでおります。

一つは、迅速な検査という積極的疫学的調査の徹底であります。感染者の行動履歴を丁寧に聞き取り、接触者等を速やかに捕捉するとともに感染の原因を突き止めて、留意すべき点を随時判断し、呼びかけを行っているところであります。

二つは、医療提供体制の確保です。医療機関のご協力をいただいて、この1ヶ月で感染者の受け入れ病床を71床上積みし、438床といたしました。また、無症状者や、軽症者向けの宿泊療養施設につきましても、医師の常駐体制を敷いた1施設を含めまして、2施設を今月開設し、現在3施設、444室での対応は可能となっております。

三つは、何と言いましても、ワクチン接種です。65歳以上の高齢者への接種を7月末までに完了できるよう、全力で取り組んでおります。

医療従事者の不足が懸念される、集団接種会場には、大規模病院や県看護協会などと連携いたしまして、医師や看護師等の広域派遣を行います。また、休日の接種に対応していただける医療機関等には、市町村と連携して協力金を支給する制度を構築いたします。

なお、無症状者への大規模PCR検査は、感染拡大防止には週2回以上の検査が必要という、専門家の知見もあり、限られた検査能力をそこに投入するかどうか。あえてやるには効果の面でどうかという議論もありました。本県は症状のある方を対象としているところであります。その上で、一度感染が確認されれば、無症状者を含めまして、感染者に対して幅広くPCR検査を実施しております。

先日、由布市内の小学校で発生しました、クラスターでは、児童や教諭、保護者、約1000人分の調査を即日実施し、感染拡大を早期に封じ込めることができました。

あわせて、2月に抗原検査キットを高齢者、障害者の入所施設に配布して、施設内で症状

のある方が直ちに検査できる体制を整えました。

さらに、若年層にも感染が広がる変異株の特性を踏まえ、小中学校や高校、幼稚園、児童福祉施設等にも配布し、クラスター対策の強化も図っているところであります。

今後とも、1日も早い感染の終息に向けて、状況に応じた対策をして参ります。

もう一つご質問ございましたが、これにつきましては担当部長から答弁させていただきます。

（福祉保健部長）

私の方から、ワクチン接種体制についてお答えいたします。

医師看護師等の医療従事者については、大規模病院や関係団体と連携して、市町村のニーズに応じて、集団接種会場に派遣する予定にしております。

保冷バックや注射器などの必要な物品も十分な量が確保できております。また市町村は、現在 24 ヶ所の集団接種会場を確保しており、さらなる増設も計画されているところです。

次に、人材派遣企業の看護師を活用する二つの市では、事前の研修受講や、派遣看護師自身のワクチン接種を促すとともに、針刺し事故などの健康障害等に対する補償も行うこととして、県としても、派遣された看護師が不利益をこうむることのないよう、市町村に適切に助言をして参ります。

また、県の体制強化ですが、本年 1 月 15 日に、専任職員 5 人から成るワクチン接種チームを感染症対策課内に設置しました。

その後の業務量の増大を踏まえ、4 月 1 日からは 2 人、今月 6 日からは、さらに 2 人を増員し、合わせて 9 名の専任職員で市町村支援にあたっております。今後も業務量に応じた体制整備に努めて参ります。以上です。

（堤 県議）

検査体制の強化について基本的にはワクチンの接種と検査体制両方を重要で、両方とも進めていかないといけないというのが原則だと思います。

特に P C R 検査については、世界の基準からすれば、科学的な精度とか正確性、検出限界の判断のための、ゴールドスタンダード、つまり判定基準が非常に高いというふうな P C R 検査の認知がされているわけですね。

そういうふうなものを積極的に大規模に行っていくということ。別府市が今回、大規模の P C R 検査センターを設けるといような報道もされておりましたが、県としても、他の市町村と含めて、主なところでもいいと思うが、そういうセンターを作っていくという方向性も今必要じゃないかと思う。そこら辺について再度質問します。

もう一つ、市町村から医療従事者に対する要望が上がっていることです。この前のオンライン会議の中でそういう要望が出ているというお話もありました。これに対して具体的には厳しいと思うんですよ。しかし厳しい中でもそういう確保をしていかないといけない

と思う。医師会とか看護師協会に要請をされていると聞きましたけど、現状どれぐらいの人数確保できているのかということを再度聞かせていただくのと、7月末まで、具体的にどのような形で、わずか1か月で65歳以上の接種率を、今現在15%から100%にしていくのかを再度聞きます。

（福祉保健部長）

まず一つ目のPCR検査センターをさらに増設してはどうかということでございますが、先ほど知事答弁の中にもございました通り、大規模なPCR検査につきましては、感染拡大防止のためにやろうと思うと、週に2回以上の検査頻度で検査をする必要があるということが専門家の知見として言われておりまして、市中感染の状況とかそういったものを調査するには有効だが、実際に感染防止に役立ってくれるには、非常に頻回にやらなければいけない。そういう状況でございますので、他県で広域的な医者の検査を行っている県もございますが、実際に感染者数が急激に拡大した際には、結局その一般のPCR検査をストップしているような、そういう状況もございまして、なかなか十分に効果が発揮されていないというようなことも聞いておりますので、症状の出た方に対していち早く抗原検査キット等を使って見つけて、その周辺の方を一斉にPCR検査で、感染原因を突き止めて早期に踏み込めるという戦略で、高齢者施設とか、幼稚園、保育園、小学校、中学校にも拡大しました。そういう戦略で臨んでいるところです。

それから、医療従事者の確保につきましては、県の方で県内の大規模病院を回りまして協力をお願いしてしたところでございまして、どこの病院もこのワクチン接種の協力は大変重要なことだという認識で、快く強力に応じてくれているところです。

今後、具体的に市町村の接種会場が本格的に稼動した際に、どの日に何人必要だというようなものが出て参りますので、そこに順次上げていくということです。

あと先ほどおっしゃいました看護協会も、広く公募をかけて潜在看護師を募集したところ、80人を超える応募がございまして、今研修を随時行っているところで、さらには歯科医師会も独自に研修を行って、歯科医師も接種への参加という準備も進めていただいているということで、様々な医療関係者、医療関係団体にご協力をいただいているところでございます。

それから、今後の計画ということで、私ども市町村をすべて回りまして、それぞれの計画を確認しました。実際に本当に7月末までで終えられるのかどうかというのは、きちんと数字を確認して、計画の正確性を担保したところです。ですからその計画通り進めば7月末までには必ず達成できるものと示していますし、さらに今回の補正予算でお願いした接種の後押しする措置を認めていただき、それによって確実なものにさせていただければと考えているところです。よろしくお願いいたします。

(堤 県議)

次に中小企業と小規模事業者支援継続支援金についてです。

中小企業の支援の充実については、これまで共産党県議団として、料飲業者と意見交換を行うなど現場の声を要望書等で届けて参りました。

中でもコロナ禍による影響も1年以上になり、今年いっぱい廃業を考えている、時短要請協力金の申請は簡易な手続きにして欲しいなど様々な意見を聞き、営業の継続さえ断念せざるをえない状況になっていることを痛感してきました。

零細の中小企業支援のためには、使い勝手のよい制度設計が必要です。今回の事業継続支援は、外出の自粛や飲食店の営業時間短縮の影響を受けている事業者で、売り上げが昨年または一昨年同月比で30%以上減少している法人に、最大で30万、個人には15万円の支援金を払います。国の一時支援金などは、売り上げが50%以上減少した事業者の条件を設けていますが、これに比べれば30%以上の売り上げ減少でハードルを下げたことは評価をいたします。しかし、支給額が少ないのが問題です。

2020年度の中小企業小規模事業者応援金給付事業でも、個人では35万というふうになっていましたけども、せめて法人個人もここまで支給すべきと考えますけども答弁を求めます。

そして、今回の事業継続支援金の支給事務を早急に行い、1日も早く事業者のところに届けなければ効果が薄れます。当面は申請を受け付けた段階で知識をし、必要な資料はその後の提出を求めるといったような臨機応変な対応が必要と考えられますけども、どのように考えているのでしょうか答弁を。

(商工労働観光部長)

2点ご質問いただきました。まず一つ目の額の妥当性についてございます。

営業時間短縮や外出自粛等の影響は、5月から6月の2ヶ月にわたり、飲食業のみならず、様々な形で多くの事業者に対して、及ぶと想定しております。

支援金の給付額については、国の月次支援金の上限額が月あたり法人20万円、個人事業者10万円であることからその2ヶ月分、のその4分の3相当となる金額は上限としました。この金額は九州各県の類似の支援金と比較しても遜色なく妥当な金額だというふうに考えております。

つきましては書類の、後日提出のご提案をいただきましたが目指すべきは支援対象の方々が正しい額を1日も早く受給できることです。

今回の申請にあたっては、売上減少を確認する書類として確定申告書の控えや、売上台帳の写しなどを求めることにしております。

いずれも、その取得に時間を要するものではなく、支援対象者に正しい額を支給するためには最小限必要な書類であると考えております。いずれにせよ、申請としては約9000件を想定しております。この9000件を想定している支援対象者の申請負担を限りなく減らす

ということが我々の審査と支給のスピードアップにも寄与するものと考えており、迅速な支給に向けて準備していきたいと考えております。

(堤 県議)

最後に営業時間短縮要請協力金についてです。

今回時短要請を6月13日まで延長いたしました。

事業者にも協力してもらう以上、営業が成り立つような制度をしなければならないと考えます。今回の協力金は、売りに応じて、2.5万円から7.5万円が支給されます。売上げが1日8万3333円以下の業者には、例えば20日間、時短要請で、午後9時まで、営業した場合は、50万が支給されます。月売上が100万円の業者も50万円の支給となります。これはこれでごく零細な事業者の支援として評価できます。

しかし、売上によって、支援割合の差があることは問題があるというふうに考えます。同じコロナで苦しんでいる中小業者に、このような差を設けるべきでないと考えます。売りに応じて、例えば、段階的に支給割合の引き上げや支給そのものの金額を引き上げるなど、臨機応変に対応すべきじゃないでしょうか。答弁を求めます。

また、国の一時支援金や、月次支援金制度の周知も大切です。

県として、5月13、14日に6ヶ所で説明会を開催していますが、県のこれまでの制度、今回の新しい制度、国の制度など、数多くの支援制度ができており、どの支援を受ければいいのか判断に迷う事業者も出てくると考えられます。

総合的な説明会を市町村や商工会などと協力して、細かく実施することが必要と考えられますけれども答弁をお願いします。

(商工各労働部長)

2点ご質問いただきました。

まず営業時間短縮要請協力金についてお答え申し上げます。

県の協力金給付事業は、国の制度を活用したものであり、国が定めた基準に沿って実施することにより、8割の財源措置を国から得られるものであります。その国の制度は、従来売上の規模にかかわらず、定額給付というものでありましたが、先月から売上高に応じた規模別協力金に変更されました。一方ご指摘の通り、給付対象となる事業者の多数を占める、1日当たり売上げ8万3333円以下の規模の小さな飲食店に対しては定額給付が維持され、売上等による給付額の差は生じません。

これは、経営体力の弱い小さな飲食店に対する支援を厚くするだけでなく、その申請手続きを限りなく簡素化することにも繋がっており結果として全体の支給スピード向上にも繋がると、我々として評価しております。

県としては引き続き、現行の国の制度に沿って実施していきたいと考えております。

引き続きまして説明会による制度の周知徹底についてお答え申し上げます。

国、県、市町村のそれぞれが新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のために、きめ細かな支援策を提供しております。

それ自体は、当然良いことではありますけれども、情報過多な面もあり、また事業者の置かれている状況も様々でございます。このような状況において、事業者が一番求めていることは支援の個別化でございます。商工団体はコロナ禍で、1万7000件を超える事業者の相談を受けており、支援メニューも提案のみならず、資金繰りや事業計画作成など、事業者に寄り添った対応を行っております。

国の一時支援金では、申請に先立ち、非会員も含め、2200件を超える事前確認を個別に行っており、事業者の円滑な申請をサポートしております。このような支援の個別化を図りながら、各地での説明会の開催や、若い経営者が好むSNSによる情報発信を行っております。きめ細かく用意した様々な支援策は用意して終わりではなくて活用していただくところまでしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

（堤 県議）

時短営業の協力支援金、これは5月31日が基本的な原則になっておりますけれども、6月13日まで要請期間延長になったわけです。その協力金の支給の延長も実施をするのかどうか、また都町のスナックのママさんは「夜の町が感染源」と悪いイメージがついてしまったのでぜひ、安全であるというアピールをして欲しいと切実な声も寄せられておりますが、どのように考えているかということ2点、伺いたいします。

（商工観光労働部長）

協力金ですが、まず一旦5月31日までの状況でして、5月分についても申請の受け付けを6月10日から開始しようと考えております。

そして第2弾の6月13日についてはこれもまた後程、第2弾という形で受けつけようと考えております。その際には第1弾で提出された方は可能な限り書類を省くことができるという形にして、第1弾と2弾両方同じことをしないとイケないというようなことがないように取り組んでいきたいと思っております。

二つ目の都町が感染源ということの状況で苦しんでいるという状況でございますが、我々もそういった声は当然聞いております。

今後、まずは感染状況もしっかり押さえるというところですね。その上で今後再活性化していく中においてどのような形で、安心というその信頼を県民の方々にも理解いただいて信頼性を取り戻して、そして経済を活性化していくかということを考えていきたいと考えております。

(堤 県議)

今度の専決の方に 5 月 31 日という気があるけども、それを 6 月 13 日に延長すると、その分は支給されるのか。

(商工観光労働部長)

5 月 31 日までまず先決として用意させていただいた分、その後ですね我々、見回りという形で調査した時に、大分この数をちょっと絞ることができました。

そもそも昼だけしかやっていないところとかテイクアウト専門で、その中で確保された財源でよく見ると、多分 6 月 13 日まではしっかり持つだろうということで今回もさらなる提案をさせていただいておりませんが、もし当然足りないとなれば、必要な形でご提案をさせていただこうと考えております。以上です。

(堤 県議)

はいわかりました。

先ほどの都町関係の料飲業者全体ですけども、料飲業者そのものの問題があるわけじゃないわけですよね。いろんなその問題の原因となると、国の政策が後手・後手になってしまっている状況です。これは行政として、やっぱり安全であるということが大事なので、積極的に声を出していただいていくことを求めて質問を終わります。